

抗 議 文

平成26年1月31日

長崎県知事 中 村 法 道 殿

石木ダム建設絶対反対同盟 連絡人 岩 下 和 雄

石木ダム対策弁護士 代表弁護士 馬 奈 木 昭 雄

石木川の清流を守り川棚川の治水を考える町民の会 代表

森 田 正 昭

石木川まもり隊 代表 松 本 美 智 恵

水問題を考える市民の会 代表 篠 崎 正 人

石木川の清流とホタルを守る市民の会 事務局長 田 代 圭 介

平成26年1月24日付の「公開質問状に対する回答について」に関して、下記のとおり申し入れをする。

記

平成26年1月24日、私たちの公開質問状に対する長崎県知事の回答がなされた。

しかし、この回答なるものは、私たちの個々の質問に正面から答える形式になっておらず、また、過去に作成された事業認定庁の認定をまとめた資料を添付したことをもって回答に替えるというものであった。

ところで、私たちは、当初、公開質問状にて1月6日までの回答を求めていた。

これに対して、長崎県知事は、公開質問状を検討した結果、1月6日までの回答ができないとしたため、同月24日付の回答となった。

しかし、その期間を要して作成された回答内容は、上記のとおり、既存資料を添付したものであり、その作成に時間を要する内容ではなかった。

これらの事実は、長崎県知事が、私たちの公開質問状を検討し、回答しようと試みた結果、私たちを説得できる内容の回答書を作成できないという結果を招来したため、已む無く、既存資料の添付をもって回答に替えたことを端的に示すものである。

言い換えれば、私たちの石木ダムの必要性・公益性がないとの主張を根拠づける具体的事実について、長崎県知事も認めざるを得なかったということである。

また、私たちは、長崎県知事に対して、複数回にわたって、川棚地区現地にお越しいただき住民に対する説明をするよう求めてきた。

そして、平成26年1月31日午後7時の現地における長崎県知事の出席を求めると共に、仮に現地に来ることができないのであれば、同日午後3時、私たちが直接説明を聞くため長崎県庁を伺う旨伝えていた。

しかし、これに対する長崎県知事の回答は、自らの出席については何ら触れることなく、長崎県庁付近で会議室と時間を確保した旨の連絡があったのみであった。

これらの長崎県知事の対応は、実質的には現地における説明拒否の回答であるが、これも言い換えれば、長崎県知事が、川棚地区において、同地区住民を目の前にして石木ダムの事業の必要性・公益性について私たちの疑問を払拭できるだけの説明をすることができないことを指すものであり、先ほど述べた、私たちの主張を認めるものに他ならない。

以上のとおり、長崎県知事が、公開質問状に対する検討の結果、回答

書を作成することができない，すなわち，石木ダム事業の必要性・公益性がいずれも認められないとの私たちの主張を認めたものであるから，速やかに事業を中止すべきである。

以 上